

ドライバーズガイドライン

～ちよいボラ交通導入にあたっての注意点等～

令和2年8月

地域公共交通鯖江





運行管理にあたり、運行中の遵守事項や事故防止策などについてとりまとめた「運行管理マニュアル」として下記を定めます。

第1章 総則

第1条 (目的)

このマニュアルは、一般社団法人 地域公共交通鯖江が行う自家用有償旅客運送に関し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全確保及び乗客の利便性とサービスの向上のために必要な運転者の服務に関することについて定める。

第2条 (規律の遵守)

運転者は、関係法令その他規程等のほか、このマニュアルを遵守しなければならない。

第3条 (定義)

このマニュアルで運転者とは、自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任された者をいう。

第4条 (職務と任務)

運転者は職責の重さを自覚し、道路運送法、道路運送車両法、道路交通法及びその他関係する法令を守り、常に安全確実かつ適切な輸送を行うとともに、利用者の利便を確保するため誠実にその任務を遂行しなければならない。

第5条 (酒気を帯びての乗務の禁止)

運転者は、乗務時間中の飲酒はもちろん、酒気を帯びた状態で乗務してはならない。また、乗務時間外においても、勤務に影響を及ぼすような飲酒をしてはならない。

第2章 運行の安全確保

第6条 (運行管理の監督・指導)

運転者は、運行管理の責任者の監督・指導を受け、また、所定の報告を行い運行の安全確保に努めなければならない。

第7条 (日常点検)

運転者は乗務開始前に必ず所定の日常点検表を用いて、完全、かつ、的確にこれを実施し、点検結果を点検表に記入して整備管理の責任者の確認を受けなければならない。点検の結果、不良箇所又は疑問の箇所を発見した場合はすぐに整備管理の責任者に申し出て、その指示を受け完全な状態にしてから出庫すること。

第8条 (乗務前点呼)

運転者は出庫に際し、運行管理の責任者の行う点呼を必ず受け、次の事項を報告するとともに運行の安全に必要な指示を受け、これらを確実に守らなければならない。

- (1) 日常点検の実施と結果報告
- (2) 体調不良 (検温、咳、倦怠感、睡眠不足)、飲酒その他の理由により安全な運転ができないおそれのあるときは、その詳細 (アルコール検知器を用いて確認する)
- (3) 免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、点検整備記録簿、非常信号用具、応急用

具の有無

(4) 運行する地域の道路交通、気象状況の確認

第9条(出庫時の確認事項)

運転者は出庫に際し、次の事項を必ず確認すること。

- (1) 車内外の表示物(消毒済証等)の確認
- (2) 非常信号用具、応急用具の確認
- (3) つり銭の有無

第3章 運行中の遵守事項

第10条(服装)

運転者は乗務中は常に身なりを端正に整え、清潔かつ運転操作に支障のない服装をすること。

第11条(乗客に対する接遇)

運転者は乗客に対して礼儀正しく、親切かつ公平に接しなければならない。

第12条(運行中止と処理)

- (1) 運転者は、旅客の輸送中、車両に重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは直ちに運行を中止してその旨を運行管理の責任者に連絡し、その指示を受けること。

運行を中断したときは、次に掲げる事項について適切な処理をしなければならない。この場合、旅客の生命を保護するための処置を優先しなければならない。

- イ) 旅客の輸送を継続すること
- ロ) 旅客を出発地まで送還すること
- ハ) 旅客を保護すること

- (2) 坂路において車両から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは旅客を降車させること。
- (3) 運転者は乗務中、発病し又は著しく疲労を覚え、安全運行に支障をきたすおそれがある場合は速やかに乗務を停止し、運行管理の責任者に連絡し指示を受けなければならない。

第13条(踏切の通過)

- (1) 踏切を通過しようとするときは、踏切直前で一旦停車し、左右前方の安全を確認すること。
- (2) 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。
- (3) 車両の故障により踏切内で運行不能となったときは、非常停止ボタンを押し、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、信号旗、又は発煙筒等を使用して列車に対し適切な防護措置をとること。
- (4) 鉄道車両を停止させたときは、必ずその事由を鉄道車両の乗務員及び運行管理の責任者に連絡しなければならない。

第4章 運転者の禁止事項

第14条(乗務の禁止)

運転者は、体調不良（検温、咳、倦怠感、睡眠不足）、飲酒その他の理由により安全な運転ができないおそれのあるときは乗務してはならない。

第15条（禁止行為）

運転者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 引火性又は爆発性等の危険物を車内に持ち込むこと。
- (2) 酒気、覚せい剤その他の禁止薬物、危険ドラッグ等を帯びて乗務すること。
- (3) 旅客のある車内で喫煙すること。
- (4) 運転操作に円滑を欠く服装及び履物の着用
- (5) 他の交通の危険及び迷惑となるような運転
- (6) 下記の場合を除き、乗車を拒否すること。
 - イ）引火性又は爆発性の危険物等を携帯している者
 - ロ）感染症の患者
 - ハ）付添人のいない重病人
 - ニ）異臭等により他の乗客に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (7) 不当料金の請求
- (8) その他の違反行為及び乗客の迷惑となる行為

第5章 事故防止

第16条（事故防止）

運転者は、事故防止に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 運転者は、常に節制休養に努め健康を保持し、運行の安全確保に努めること。
- (2) 運行中は、異音、異臭及び計器類の状態に注意し、重大な故障を発見し、又その発生の恐れがあると認めたときは、直ちに運行を中断し、適切な処理をとること。
- (3) 交通諸法規の遵守（法規をよく知り、よく守る。）
- (4) 安全速度の保持（車両、道路、交通、視界、技量、心身等の状況に応じた安全速度の保持）
- (5) 居眠り運転防止（節制、休養に留意し、特に適当な運転交替の実施）

特に運転中、次の症状が2つ以上あらわれたときは、居眠りしやすくなっているため、早めに車を止めて気分の転換を図るなど、居眠り防止の措置を講ずること。また、措置後に改善されない場合は、即座に運行を取り止め、運行管理の責任者に連絡すること。

 - イ）眼がしょぼしょぼして必要以上にまぶしく感じる。
 - ロ）まぶたが、ぴくぴくする。
 - ハ）視界がぼんやりする。
 - ニ）生あくびがでる。
 - ホ）まばたきが多くなる。
 - ヘ）じっとしてられず運転台であちこち尻を動かす。
 - ト）肩がこる。
- (6) 坂路において、車両を離れるときはハンドブレーキ等をかけるとともに車止めをすること。
- (7) 非常信号用具、消火器等の取扱いに熟達していること。

第17条（事故の処理）

運転者は、車両運転中、事故が発生し、死傷者が発生し、又は物を損傷したときは、迅速かつ適切な

措置を行い、被害が拡大しないよう次の事項を実施しなければならない。

- (1) 第一に負傷者の救護のため速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること。
- (2) 最寄りの警察に届け出るとともに、運行管理の責任者に速報し、指示を受けること。
- (3) 旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじて行うこと。
- (4) 道路における危険防止（併発防止）のために交通の安全に必要な措置を講ずること。
- (5) 事故原因の確認に役立つ資料の保存と取得に努めること。
- (6) 旅客の遺留品を保管すること。
- (7) その他状況に応じた処置をとること。

第18条（天災、異常気象時の処置）

運転者は、天災、異常気象時等のため、輸送の安全確保に支障が生ずるおそれのあるときは、運行管理の責任者の指示に従わなければならない。

第6章 乗務要領

第20条 (苦情処理)

運転者は、サービスの不良又は無謀な運転など旅客から苦情を受けるような一切の行為を行わないように努めること。

なお、旅客からの苦情申出を受けたときは誠意をもって丁寧に説明し、必要ならば直ちにその旨を一般社団法人 地域公共交通鯖江に連絡し、その他は帰庫後、運行管理の責任者にその内容を報告すること。

第21条 (乗務記録記入の義務)

- (1) 運転者は乗務記録を受領した際は、記載事項を確認するとともに乗務の都度ボールペンにて、時刻、経路、輸送人員、運賃料金及び必要事項を正確に記録し、汚損、破棄及び紛失等をしてはならない。
- (2) 乗務終了後は、乗務記録の記載事項に記入洩れ等がないかをよく確認すること。
 - イ) 運転者の氏名、日付、登録番号
 - ロ) 車両の出入庫の時刻
 - ハ) 出庫時のキロ数、入庫時のキロ数、乗務した距離
 - ニ) 目的地
 - ホ) 乗務の開始、経過及び終了の地点並びに時間
 - ヘ) 事故、違反、異常等があった場合の内容
 - ト) その他申し送り事項

第22条 (車両の清掃)

車両は常に清潔に保持するように努め、乗務前及び終了後に清掃を行うこと。この場合、深夜・早朝の際は騒音に注意し、近隣の安眠を妨げる等迷惑を及ぼさないよう努めること。

第23条 (修理器具と非常信号用具)

運転者は、車両修理の応急器具の備付け及び非常信号用具の備え付けを確認して運行するとともに、これらの使用法を熟知しなければならない。

第24条 (遺失物の取扱い)

運転者は、車内に旅客の遺失物を発見したときは、速やかに一般社団法人 地域公共交通鯖江又は警察署に届け出なければならない。

第25条 (運行管理の責任者の指示)

運転者は、このマニュアルのほか、安全な運行の確保に必要な運行管理の責任者の指示に従わなければならない。

第26条 (運行マニュアルの携行)

この運行マニュアルは乗務中いかなる場合においても必ず携行していなければならない。

附則

1. 本マニュアルは、令和2年4月1日から実施する